

## 静岡県訓令甲第3号

本 庁  
出先機関

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

本則（第8条第2項、第11条第1項第1号イ、第23条第1項、第48条（見出しを含む。）、第49条、第58条第2項、第59条第2項、第61条第1項、第2項及び第4項、第64条並びに第65条を除く。）中「法務文書課長」を「文書課長」に、「法務文書課」を「文書課」に改める。

第8条第2項中「法務文書課長」を「経営管理部総務局法務課長（以下「法務課長」という。）及び文書課長」に改める。

第11条第1項第1号イ中「法務文書課長」を「法務課長」に改める。

第17条第3項中「技術専門校」を「浜松技術専門校」に改める。

第23条第1項中「法務文書課長」を「文書課長」に、「経営管理部総務局法務文書課（以下「法務文書課」という。）」を「経営管理部総務局文書課（以下「文書課」という。）」に改める。

第48条（見出しを含む。）、第49条、第58条第2項、第59条第2項中「法務文書課長」を「法務課長」に改める。

第61条第1項中「法務文書課」を「経営管理部総務局法務課（以下「法務課」という。）」に改め、同条第2項及び第4項中「法務文書課長」を「法務課長」に改める。

第64条中「法務文書課長」を「法務課長」に、「法務文書課」を「法務課」に改める。

第65条中「法務文書課長」を「法務課長」に改める。

別表及び様式中「法務文書課長」を「文書課長」に改める。

### 附 則

- 1 この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県文書管理規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。